

⇩ 電子データと仕入税額控除

Q : 消費税では、仕入税額控除を受けるには請求書等の保存が要件になっていますが、電子データしかない場合は、電子データの保存でも認められるのでしょうか？

A : 請求書等が作成・交付されない状況にある場合には、一定の事項を記載して保存しておけば仕入税額控除の適用が受けられるとのことです。

【解説】

最近、日本チェーンストア協会や日本スーパーマーケット協会では、メーカー、卸、小売間の情報連携の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を進めるため、発注・出荷・受領・返品・請求・支払等の情報データを通信回線を介して電子データで交換する取引(EDI取引)を推進しています。

これによりますと、コンピュータによる電子データで請求書等を交換するため、請求書等の保存ができないこととなりますが、国税局によりますと、コンピュータにより電子データで請求書等を交換する取引を行ったことにより、請求書等そのものが作成、交付されない状況にある場合は、消費税法で規定するやむを得ない理由があるときに該当するとして、次の事項を記載して保存しておけば、仕入税額控除の適用が受けられるとの見解を出しています。

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入を行った年月日
- ③ 課税仕入に係る資産又は役務の内容
- ④ EDI取引による課税仕入である旨

